

○ 保険業法施行規則第五十六条の二第二項第五号等の規定に基づく保険会社等の子会社が営むことができる業務から除かれる業務等（平成十年十一月二十四日金融監督庁・大蔵省告示第十四号）

改正案	現行
<p>（保険会社等の子会社が営むことのできる業務から除かれる業務）</p> <p>第一条 保険業法施行規則（以下「規則」という。）第五十六条の二第二項第五号に規定する金融庁長官の定める業務は、保険業法（平成七年法律第五号。以下「法」という。）第九十八条第一項第二号に規定する債務の保証のうち、自らを子会社（法第十二条第十二項に規定する子会社をいう。以下同じ。）とする保険会社並びに当該保険会社及び自らを子会社とする保険持株会社（法第二条第十六項に規定する保険持株会社をいう。次条第七号において同じ。）の子会社、子法人等（保険業法施行令（平成七年政令第四百二十五号。以下「令」という。）第十三条の五の二第三項に規定する子法人等（子会社を除く。）をいう。）及び関連法人等（令第十三条の五の二第四項に規定する関連法人等をいう。）による事業者に対する事業の用に供する資金に関するものとする。</p> <p>（保険業、銀行業又は有価証券関連業に従属し、付随し又は関連する業務）</p> <p>第二条 規則第五十六条の二第二項第四十六号に規定する金融庁長官の定める業務は次に掲げる業務とする。</p>	<p>（保険会社等の子会社が営むことのできる業務から除かれる業務）</p> <p>第一条 保険業法施行規則（以下「規則」という。）第五十六条の二第二項第五号に規定する金融庁長官の定める業務は、保険業法（平成七年法律第五号。以下「法」という。）第九十八条第一項第二号に規定する債務の保証のうち、事業者に対する事業の用に供する資金に係るものとする。</p> <p>（保険業、銀行業又は有価証券関連業に従属し、付随し又は関連する業務）</p> <p>第二条 規則第五十六条の二第二項第四十六号に規定する金融庁長官の定める業務は次に掲げる業務とする。</p>

一〇六 (略)

七 リース業務（規則第五十六条の二第二項第二十三号に規定する機械類その他の物件を使用させる業務をいう。以下この号において同じ。）（自己又は自らを子会社とする会社若しくはその子会社（自己を除く。）が営むものに限る。）に係る機械類その他の物件と同種の機械類その他の物件（中古のものに限る。）の売買又は当該機械類その他の物件の保守、点検その他の管理を行う業務（自己がリース業務を営まない場合にあつては、保険会社又は保険持株会社の子会社であるリース業務を営む会社（銀行及び保険会社を除く。）の子会社として営む場合に限る。）

八 (略)

一〇六 (略)

七 リース業務（規則第五十六条の二第二項第二十三号に規定する機械類その他の物件を使用させる業務をいう。以下この号において同じ。）（自己又は自らを子会社（法第十二条に規定する子会社をいう。以下この号において同じ。）とする会社若しくはその子会社（自己を除く。）が営むものに限る。）に係る機械類その他の物件と同種の機械類その他の物件（中古のものに限る。）の売買又は当該機械類その他の物件の保守、点検その他の管理を行う業務（自己がリース業務を営まない場合にあつては、保険会社又は保険持株会社（法第二条第十六項に規定する保険持株会社をいう。）の子会社であるリース業務を営む会社（銀行及び保険会社を除く。）の子会社として営む場合に限る。）

八 (略)